

住民監査請求監査結果報告書

(外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金について)

平成 28 年 12 月 12 日

葛 飾 区 監 査 委 員

目 次

	頁
第1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 請求の要件審査	1
第2 監査の実施	1
1 監査対象部課	1
2 関係職員の陳述聴取	1
3 請求人の陳述	1
4 関係資料の提出	2
第3 請求人が求める措置等	2
1 請求人が求める措置	2
2 請求人の主張及びその理由の概要	2
第4 暫定的停止勧告について	3
第5 監査の結果	4
1 監査結果	4
2 判断理由	4
別紙1 住民監査請求書	7
別紙2 関係職員の陳述の要旨	9
別紙3 請求人の陳述の要旨	14

第 1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 住民監査請求書の提出日

平成 28 年 10 月 19 日

3 住民監査請求書

別紙 1 のとおり (7～8 頁参照)

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部課

地域振興部地域振興課を監査対象とした。

2 関係職員の陳述聴取

(1) 実施経過

平成 28 年 11 月 14 日に区関係職員の陳述を聴取した。その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(2) 関係職員の陳述の要旨

別紙 2 のとおり (9～13 頁参照)

3 請求人の陳述

(1) 実施経過

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に対して、平成 28 年 11 月 14 日に陳述と新たな証拠の提出の機会を設けた。請求人は、監査請求書に基づいて陳述するとともに、本件請求の趣旨の補足を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人の陳述の要旨

別紙 3 のとおり (14～18 頁参照)

4 関係資料の提出

区長から次の関係書類の提出を受け、本件請求に関する事実等を確認した。

- (1) 葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱
- (2) 平成 27 年度における当該補助金の支出関係書類
- (3) 平成 28 年度における当該補助金の支出関係書類
- (4) 当該補助金の導入経緯、趣旨等に関する資料
- (5) 当該補助金に関する国及び東京都からの通知等の文書
- (6) 東京都が朝鮮学校への私学助成を中止したことに係る資料
- (7) その他の当該補助金に関連する資料

第 3 請求人が求める措置等

監査請求書及び請求人の陳述における請求人が求める措置、請求人の主張及びその理由の概要は、次のとおりである。

1 請求人が求める措置

監査委員は、区長に対して、朝鮮学校に係る外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金（以下「本件補助金」という。）の暫定的停止勧告を行うとともに、本件補助金について不当利得返還請求を行うよう勧告することを求める。

2 請求人の主張及びその理由の概要

- (1) 葛飾区は、朝鮮学校を含む外国人学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度に基づき、初級学校は月額 1 万円、中級学校は月額 1 万 1 千円を支給している。

- (2) 小池東京都知事は、平成 28 年 9 月 8 日に「拉致問題などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表した。

ちなみに、黒岩神奈川県知事は、平成 28 年 11 月 8 日に、神奈川朝鮮学園の児童・生徒の保護者への補助金制度に基づく補助金の支給を留保する旨を公表した。

- (3) 憲法第 94 条及び地方自治法第 14 条第 1 項では、条例は法律の範囲内で制定できると規定されている。文部科学省は、文部科学大臣名で通達を平成 28 年 3 月 29 日に出しており、当該通達に従った朝鮮学校に係る補助金の再検討が各地方自治体に義務付けられている。

葛飾区が補助金を交付し続けるのであれば、再検討が行われていない（不作為）ということになり、当該文部科学省通達に葛飾区が背反するのは明白であると言わざるを得ない。平成 28 年 10 月 31 日に、区長から質問状への回答を受けた

が、本件補助金の交付を受けた保護者又はその代理人である朝鮮学校の校長に対し、要綱第 10 条の規定による調査を行ったことはないとのことであった。

(4) 地方自治法では、住民に対して役務を行うに際し、比例原則及び平等原則を地方公共団体は遵守することが義務付けられており、葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度は、日本の文部科学省監督下の公立学校及び私立学校に通学する児童・生徒の保護者には支給されていないことから、比例原則及び平等原則に違反するのは明確といえる。

また、保護者に対する、又は児童・生徒に対する補助金ということであれば、保護者の経済状況により判断すべきと考えるが、保護者単位の判断がないのは、一律外国人学校の児童生徒保護者に対する支給ということであるから平等の原則に反するという事ではなかろうか。

(5) したがって、本件補助金の支出は、地方自治法第 2 条と第 12 条に示す趣旨に反した違法な公金支出であることは明白であるといえる。

第 4 暫定的停止勧告について

請求人は、本件補助金について、監査委員が区長に対して暫定的停止勧告を行うことを求めている。

地方自治法第 242 条第 3 項の規定による暫定的停止勧告は、本件補助金の支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該支出により区に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること等が要件とされている。

本件補助金については、この要件を充足しているとは認められないので、平成 28 年 10 月 24 日に、暫定的停止勧告を行わないことを監査委員の合議により決定した。

第5 監査の結果

1 監査結果

本件請求（暫定的停止勧告に関する部分を除く。以下同じ。）については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、判断理由について述べる。

2 判断理由

(1) 補助の根拠規定等

地方自治法第 232 条の2は、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定する。

判例は、補助金交付に関する公益上必要があるとの判断が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した場合に、補助金交付が違法になるものとしている（最高裁判所平成13年（行ヒ）第243号同17年11月10日第一小法廷判決）。

(2) 本件補助金について

ア 導入の経緯等

外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金は、昭和56年葛飾区議会第1回定例会において議会への請願が採択されたことを受け、「本来、義務教育の授業料は無償であるのに対し、外国人学校は有償であることから、保護者の負担軽減を目的にその経費の一部を助成する」という基本的考え方に基づき、①他区の状況、②区財政の状況、③議会の採択内容の3点を考慮して、昭和56年葛飾区議会第2回定例会における補正予算成立後、葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱（以下「区補助要綱」という。）を制定の上で、昭和56年4月からの適用により交付が開始された。

区補助要綱において、補助対象者は外国人学校に児童・生徒を就学させる区内在住の保護者であり、補助対象経費は保護者が外国人学校に納入する授業料である。なお、「外国人学校」とは、学校教育法の規定による認可を受けた各種学校のうち外国人を対象として教育を行う学校で、同法で定める義務教育相当年齢の児童・生徒を教育するものをいう。

その後、各年度の前算案に経費が計上され、区議会の議決を得て、補助金の交付を継続している。

イ 本件補助金の支出額

地方自治法第242条第2項の規定により住民監査請求の対象となる朝鮮学校に係る過去1年間の本件補助金の支出額は、次のとおりである。

なお、本件補助金の補助額は、児童1人につき月額1万円、生徒1人につき月額1万1千円である。

①平成 27 年度支出額（前期後期合計） 7,001,000 円

②平成 28 年度支出額（前期分） 3,180,000 円

ウ 文部科学大臣通知に基づく検討等

平成 28 年 3 月 29 日付け 27 文科際第 171 号「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」の東京都知事宛て文部科学大臣通知（以下「文部科学大臣通知」という。）は、同日付けで、東京都から区宛てに周知された。

区は、これを受けて検討した結果、本件補助金は、①義務教育に相当する期間、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、その授業料の一部を補助することで、当該保護者の負担を軽減することを目的に交付しており、区民である上記の児童及び生徒の教育を受ける権利を保障するという公益上の必要があり、②外国人学校に通わざるを得ない児童及び生徒たちが適切に教育を受けることができる効果があるとともに、③経費については、毎年度、予算に関する区議会の議決を得て、④区補助要綱による手続を適正に執行し、⑤区公式サイトで区民への情報提供を行っている等のことから、交付を継続するものとしたことが認められる。

(3) 請求人の主張について

ア 東京都等の動向について

請求人は、東京都知事が朝鮮学校に公金を支出することはないとの方針を公表した事実を指摘する。しかしながら、東京都の私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱によると、趣旨の一つに修学上の経済的負担の軽減が示されているものの、補助対象者は外国人学校の設置者であり、補助対象経費は教職員人件費等の外国人学校の運営費であって、本件補助金とは、補助対象者及び補助対象経費がいずれも異なるものである。

なお、神奈川県ホームページの知事定例記者会見（平成 28 年 11 月 8 日）結果概要によると、同県は、朝鮮学校の経常費補助を平成 25 年度に取りやめた後、平成 26 年度から児童及び生徒の学費補助制度を創設したが、県が学費補助の前提としていた朝鮮学校における教科書改訂が進展しないことから、補助金交付決定を当面留保したとのことであり、本件補助金には、このような前提となる事実は存在しない。

イ 文部科学大臣通知について

請求人は、文部科学大臣通知における検討を区が行っていないと主張する。しかしながら、当該検討は実施済みと認められることは、前述のとおりである。

なお、請求人は、本件補助金について、区補助要綱第 10 条の調査を行っていないとの区長の回答を挙げているが、同条の調査は、個別具体的な補助金交付の手続等に関するものであって、文部科学大臣通知における補助制度に関する検討とは異なるものである。

ウ 平等原則違反の主張について

(ア) 公立学校等における保護者との関係について

請求人は、本件補助金は、区立学校や外国人学校以外の私立学校に就学する児童及び生徒の保護者には補助金が支出されていないから平等原則に違反すると主張する。

しかしながら、本件補助金は、授業料に関する保護者の負担軽減を目的としているところ、区立学校については、授業料は無償であるので、補助の余地がない。また、外国人学校以外の私立学校については、一般的に当該私立学校に通学せざるを得ないという事情を欠く点が異なる。

(イ) 保護者の経済状況について

請求人は、保護者の経済状況を考慮することなく、一律に本件補助金が支給されることが平等原則に反すると主張する。

しかしながら、外国人学校に就学する児童及び生徒の保護者同士の関係において、その経済状況にかかわらず、等しく補助金を交付していることは、合理的な理由なく区別することに関する平等原則違反とは関連がない。

なお、裕福な保護者に対しても補助金を交付することが裁量権の行使を誤っているとするのは、主張としては成立するが、区立学校における授業料が保護者の経済状態を考慮することなく無償とされていることとの対比からすれば、違法又は不当とはいえない。

(ウ) その他

請求人は、本件補助金について、平等原則違反だけでなく、比例原則違反もあると主張する。

しかしながら、比例原則は、いわゆる規制行政すなわち私人の権利自由を制限する行政活動に関するものであるとされているのであって、本件補助金の交付のような給付行政に妥当するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件補助金の目的及び趣旨、導入の経緯、予算に関する区議会の議決、文部科学大臣通知に基づく検討の内容等に照らすと、本件補助金を支出することにつき公益上の必要があるとの区長の判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用していると認めることはできないので違法とはいえず、裁量権の行使が不適切である点も認められないので不当ともいえないと認められる。

〒124-8555
東京都葛飾区立石 5-13-1
葛飾区役所
葛飾区 監査委員 殿
電話：03-3695-1111

住民監査請求書

請求の要旨

現在、葛飾区は葛飾区役所庶務係を窓口として朝鮮学校を含む外国人学校（朝鮮学校・韓国学校・中華学校など）の保護者に対して「葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金（通称 外国人学校保護者補助金制度）」に基づき、初級学校は月額 10,000 円、中級学校は 11,000 円 を支給しています。

（甲 1 号証）

東京都の小池百合子知事（64）が 8 日、都内のホテルで「北朝鮮拉致問題の解決を願う都民の集い」に、知事就任後初めて出席した際に「拉致問題（主権の侵害）などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表しました。

（甲 2 号証）

同様に、大韓民国と日本国の間に、領土問題をめぐる紛争が有り、朝鮮人民民主主義共和国（拉致による主権侵害）および大韓民国（領土問題による主権侵害）があり、主権侵害があるという点で共通点を有する。外務省ホームページは「不法占拠」という表現で、大韓民国による竹島不法占拠を主権侵害として批判しています。

（甲 3 号証）

また、憲法 94 条や地方自治法 14 条 1 項では、条例は「法律の範囲内で」制定できると規定されています。当該法律には、内閣の政令や、省庁の規則も含まれるとされ、その「範囲を超える条例」は無効になる点については、争いがありません。

また、具体的に文部科学省は、文部科学大臣名で「通達」を平成 28 年 3 月 29 日に、通達出しており、当該通達に従った「再検討」が各自法自治体に義務付けられています。

したが、従前どおり、葛飾区が補助金を交付し続けるのであれば「再検討」が行われていないと（不作為）ということになり、当該文部科学省通達（平成 28 年 3 月 29）に葛飾区が背反するのは明白であると言わざるを得ません。

（甲 4 号証）

また、地方自治法では、住民に対して役務（行政サービス）を行うに際し、比例原則および平等原則を順守することが義務付けられており、当該「葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金」制度は、日本の文部省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから、比例原則および平等原則に違反するのは明確といえます。

根拠条文（地方自治法 第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」）

したがって、当該「公金支出」が、「地方自治法 第2条12条」に示す趣旨に反した違法な公金支出であることは明白であるといえます。また、小池都知事の「主権侵害」に関連して公金を支出しない発言は、文部科学省の通達に適合したものであり、葛飾区が「主権侵害」について、どのように考えているのか、有権者として強く関心をもつ点でもあります。

したがって、当該「公金支出」が、住民監査請求（242条）の対象となり、また監査委員は暫定的停止勧告（243条3項・8項）を、当該請求および、文部科学省通達との整合性などを根拠に監査請求できることは明白であり、監査結果に不服があった場合は30日以内に、242条の2第1項により、行政事件訴訟法5条の住民訴訟の対象として監査請求人（請求者）が地方裁判所に提訴できることも明らかです。

以上、不当な「公金支出」について、適正な監査が行われ、暫定的停止勧告や不当利得の返還を求める勧告などを行うことを強く要望します。

上記 地方自治法242条1項の規定により、別紙書面を添え、必要な措置を請求します。

請求者

平成28年10月19日

住所

氏名 (省 略)

職業

電話番号



【注】

- 甲1号証 葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金について（葛飾区公式サイト）
- 甲2号証 小池百合子知事 朝鮮学校に「都民の税金を支出することはない」と断言（ライブドアニュース）
- 甲3号証 日本の領土をめぐる情勢「竹島」（外務省ホームページ）
- 甲4号証 朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）（文部科学省ホームページ）

（住民監査請求書は、請求者の記載を省略した。また、事実証明書については、添付を省略した。）

【別紙2】

関係職員の陳述の要旨

平成28年11月14日 午後1時 於702会議室

地域振興課長説明

まず初めに、この制度の設立の経緯についてご説明いたします。

現在、本区で実施している「外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業」は、昭和56年葛飾区議会第1回定例会において議会への請願が採択されたことを受けて、本来、義務教育の授業料は無償であるのに対し、外国人学校は有償であることから、保護者の負担軽減を目的に助成するという基本的考え方にに基づき、他区の状況や区財政の範囲、議会の採択内容の3点を考慮して、このような事業を構築したものでございます。

次に、この事業の概要についてご説明いたします。この事業は、「葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱」に基づき、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、その授業料の一部を補助することで、当該保護者の負担を軽減することを目的としております。

また、この補助の対象者は、区内に在住し、外国籍を有する児童及び生徒を外国人学校に就学させ、かつ、当該外国人学校に授業料を納入している保護者と規定しております。なお、ここでいう外国人学校とは、学校教育法に基づき認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で、教育基本法で定める義務教育相当年齢の児童生徒を教育する学校をいいます。

また、補助金の額ですが、小学生相当の児童1名につき月額1万円、中学生相当の生徒1名につき1万1千円とし、授業料を超えない範囲としております。

次に、文部科学省からの通知について、本区の対応と考え方を申し上げます。

平成28年3月29日、文部科学省から東京都を通じて、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等の検討と共に、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保、及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をとる通知をいただいたことから、本区として速やかに制度の検討を行いました。

いわゆる北朝鮮に対しては、政治の上でも、人権上でも、様々な問題があるというように認識をしておりますが、先程も申し上げましたとおり、本区の外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業は、義務教育に相当する期間、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、その授業料の一部を補助することで、当該保護者の負担を軽減することを目的に交付しているものでございます。

葛飾区にお住いの、外国国籍であるとはいえ、区民の教育を受ける権利を保障する上で、間違いなく公益性のある制度であると認識しており、地方自治法第232条の2の「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることが

できる」の規定を考慮した上で、この事業を執行しているところでございます。

また、この補助を受けられることで、外国人学校に通わざるを得ない子供たちが、適切に教育を受けることができることから、教育上の効果がある事業であると認識しております。

さらに本区では、この事業を執行するに当たり要綱を制定し、それに沿った手続を適正に行うとともに、かかる予算については、外国人学校児童生徒保護者負担軽減経費として、毎年、議会の議決もいただいているところです。このことから、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行は、十分に確保できていると考えており、区公式ホームページでもこの事業を公開していることから、住民に対する情報提供も適切に行っていると認識しております。

以上のように国の通知に基づき検討を行った上で、本区では平成 28 年度においても、この制度による補助金の交付を継続しているところでございます。

ちなみに、文部科学省は、内閣府の国政モニターから寄せられた朝鮮学校への補助金に関する質問に対し、「地方自治体による外国人学校に対する補助金の支給については、各地方自治体の実情に応じて判断されるべき事項であり、法律による一律の規制になじまないと考える」と回答しています。

次に、東京都の朝鮮学校への補助金支給停止について申し上げます。

平成 28 年 9 月 8 日に、小池都知事が朝鮮学校への補助金支給停止の継続方針を示したことは承知しております。

しかしながら、東京都の補助金はそもそも朝鮮学校の運営費に対して支給されていたものでございます。一方、本区の補助金は外国人学校への補助ではなく、外国人学校に通う児童生徒の保護者に対し負担軽減として支給するものであり、補助金の支給対象が違うものであります。

次に、比例原則及び平等原則についての区の考え方を申し上げます。この制度は、冒頭でも申し上げましたとおり、原則として無償である公立の小中学校と、有償である外国人学校との授業料の格差がありますことから、保護者の負担軽減を図ることを目的に実施しているものでありますので、特に外国人だけを優遇する事業ではなく、比例原則や平等原則に反するとは考えておりません。

繰り返し述べてまいりましたが、本区が行っている補助事業は、基礎自治体である本区として、葛飾区に住まう外国人学校に通わざるを得ない児童生徒に対して、義務教育相当の教育を受ける権利を保障することを目的として実施している事業でありますので、このことについてはご理解をお願いいたします。

陳述は以上でございます。

質疑応答の要旨

監査委員

ただいまご説明いただきましたこの事業について、区長から提出された資料によれば朝鮮学校以外に、中華学校や韓国学校、ケイ・インターナショナルスクール東京があると記載されています。これ以外の外国人学校に、本区在住の外国人が通う場合は、どのような国籍でも該当になると思ってよいのですか。

地域振興課長

今お話のありました、記載の学校以外にも、学校教育法に基づき認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で、教育基本法で定める義務教育相当年齢の児童生徒を教育する学校であれば、そこに通う外国籍の児童生徒の保護者は補助の対象となります。また、国籍についても、ただいま申し上げた学校に通う外国籍の児童生徒であれば、国籍の如何は問うておりません。

監査委員

資料では、ここ数年は、この要綱に基づく支給実績は横ばいで、対象となる児童・生徒は 80 人程度、約 1 千万円という予算規模のようですが、この人数や金額は、23 区における同様な補助事業の中では、多い方なのですか。また、どのような位置なのか教えてください。

地域振興課長

東京都や特定の区が実施した調査がございますが、人数については調査が行われておらず、申し訳ございませんが把握できておりません。

また、金額につきましては、各区人口規模が違いますが、平成 28 年度の予算額では、葛飾区は 23 区中 6 番目となっております。

監査委員

補助金額について、小学生相当で月額 1 万円、中学生相当で 1 万 1 千円とあり、授業料を限度とあります。外国人学校の授業料は、学校によっても幅があると思いますが、概ねいくらぐらいなのでしょう。

地域振興課長

東京朝鮮学校は、小学生相当の初級が月額 14,000 円、中学生相当の中級が 17,000 円となっております。東京韓国学校は、小学生相当が 34,000 円、中学生相当が 21,100 円、東京中華学校は、小学生相当が 24,500 円、中学生相当が 43,500 円、ケイ・インターナショナルスクール東京は、小学生相当が 132,500 円、中学生相当が 142,500 円となっております。

監査委員

授業料の外に、その他、必要とする費用はかかっているのでしょうか。

地域振興課長

入学金と教材費がかかっているようです。入学金は、5万円から30万円、教材費は、年額1万円から13万円と聞いております。

監査委員

この制度を開始したときに、他区の状況、区財政の範囲、議会採択の3つを考慮して実施することにしたということですが、23区で実施していない区、又は実施していたが廃止した区はありますか。

地域振興課長

開始の時期にバラつきはございますが、未実施又は実施していたが廃止したという区は、現時点においてないというように把握しております。

監査委員

最近の東京都による朝鮮学校への補助金の凍結や文科省の通知によっても、現在のところ、23区の中では、この事業を取りやめた区はないということですか。

地域振興課長

お話のとおり、現時点において事業を取りやめたという区は聞いておりません。

監査委員

交付要綱の第8条に代理人に委任できるとあり、資料によれば、朝鮮学校はこの代理人からの申請となっています。現在のところ個人申請となっても、朝鮮学校以外の学校に通う場合に、代理申請は可能と思ってよいのですか。

地域振興課長

交付要綱の別表の項目11に「上記以外の外国人学校長」と記載しているとおり、朝鮮学校以外の外国人学校長も代理人になることができます。

監査委員

その場合は、学校からの申し出によって変更となるのでしょうか、それとも、個人からの申し出によっても可能なのですか。

地域振興課長

代理申請については、個人から学校長に補助金の請求に関する事務を申し出ることにより、学校側が代理申請の事務手続を行っていただけるかどうかという意味確認が必要で、双方の同意があつて初めて可能になると考えます。

監査委員

代理申請、個人申請とも、申請に当たっての書類は、本区できちんと確認しているということですね。加えて、代理申請の場合は、交付要綱の9条で、配分実績報

告を徴取することになっています。こちらも適正に確認をしていると思いますが、これまでに、補助金を出したあとで、問題があり返還させたようなケースはありましたか。

地域振興課長

お話のとおり、申請に当たっての書類の確認や配分実績報告書の徴取など、適正に区側で確認等をしているところでございます。その中におきまして、問題があって補助金を返還させたようなケースはこれまでにございません。

監査委員

確認ですが、国の通知に基づいて、もう一度調査をなさいということですが、本区は平成28年度に確認して補助金の継続を決めたということですね。

地域振興課長

はい、そのとおりです。

監査委員

区の考え方をまとめますと、区が行う補助金は学校に対する運営の補助ではなく、あくまでも市区町村が行う義務教育相当に対する保護者への支援ということで、中身が違うということですね。

地域振興課長

はい、おっしゃるとおりです。

以上

請求人の陳述の要旨

平成28年11月14日 午後1時45分 於702会議室

請求人

現在、葛飾区は朝鮮学校を含む外国人学校の保護者に対して、外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度に基づき、初級学校は月1万円、中級学校は月1万1千円を支給しています。これは甲1号証で提出しています。

東京都の小池新都知事は、9月8日、拉致問題などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない旨の方針を公表しました。甲2号証で提出しています。

ちなみに、隣県の神奈川県黒岩知事は、先週外国人学校の保護者生徒児童への補助金制度に基づく補助金を支給停止にするという方針を公表しました。その理由は、教科書に拉致事件の記載をしていないということからです。

特に神奈川県は昨年6月、一括請求一括支給ではなく、各保護者に個別支給していますが、支給した補助金を朝鮮総連影響下の教育会が回収するという事件が発覚しました。そういうこともあって、今回の、神奈川県の見直しが発表されたと思います。

同様に、大韓民国と日本の間に、竹島をめぐる領土問題の紛争が有り、北朝鮮とは、拉致事件が解決されておられません。両方とも主権侵害事件であり、北南双方共通する事案と考えます。外務省は竹島に関して不法占拠という表現で、韓国による主権侵害を批判しています。日本の公金が支出されるのであれば、拉致問題を教科書に記載されてしかるべきと考えます。

また、憲法94条や地方自治法14条1項では、条例は、法律の範囲内で制定できると規定されています。当該法律には、内閣の政令や、省庁の規則も含まれるとされ、その範囲を超える条例は無効になる点については、争いありません。

また、具体的に文部科学省は、文部科学大臣名で通達を平成28年3月29日に出しており、当該通達に従った再検討が各地方自治体に義務付けられています。

したがって、従前どおり、葛飾区が補助金を交付し続けるのであれば再検討が行われていないと不作為ということになり、当該文部科学省通達に葛飾区が反するのは明白であると言わざるを得ません。

10月31日に青木克徳区長から質問状への回答を受けています。要綱第10条にあるように、過去に交付を受けた対象者又は代理人に対し、調査を行ったことがあ

るか、回答されたいという質問に対して、過去に交付を受けた対象者又は代理人に対し、調査を行ったことはありませんという回答をいただきました。

また、地方自治法では、住民に対して役務を行うに際し、比例原則及び平等原則を順守することが義務付けられており、当該葛飾区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度は、日本の文部科学省監督下の公立学校及び私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから、比例原則及び平等原則に違反するのは明確といえます。

この件につきましても、保護者に対する、また生徒児童に対する補助金ということであれば、保護者の経済状況により判断すべきと考えます。保護者単位の判断がないのは、一律外国人学校の児童生徒保護者に対する支給ということですから平等の原則に反するという事ではないでしょうか。

したがいまして、当該公金支出が、地方自治法第2条と12条に示す趣旨に反した違法な公金支出であることは明白であるといえます。また、小池都知事の主権侵害に関連して公金を支出しない発言は、文部科学省の通達に適合したものであり、葛飾区が主権侵害について、どのように考えているのか、有権者として強く関心をもつ点でもあります。

したがいまして、当該公金支出が、住民監査請求の対象となり、また監査委員の皆様には停止勧告、又は文部科学省通達との整合性などを根拠に監査請求できることは明白であります。監査結果に不服があった場合には、地方自治法242条により、行政事件訴訟法5条の住民訴訟の対象として監査請求人が地方裁判所に提訴することも考えております。

以上、不当な公金支出について、適正な監査が行われ、停止勧告や不当利得の返還を求める勧告などを行うことを強く要望します。

質疑応答の要旨

監査委員

新たな話として、神奈川県との動向と、10月31日の区長からの質問状の回答をお聞かせいただきました。

冒頭、確認をさせていただきます。

請求者のご主張の中で、拉致問題に関わる北朝鮮の問題や、竹島に関する韓国の内容などに触れられ、東京都の方針や国の通知を根拠にされて事業の停止

勧告と不当利得の返還の勧告を請求されていますが、今回の請求の内容は、北朝鮮と韓国の国籍を持った保護者に対する補助金を対象にされているのか、葛飾区の要綱にあるすべての外国人学校に通う保護者の補助金に対して、取りやめるべきだということなのか、確認させてください。

請求人

朝鮮学校に通う児童生徒に対する補助金の停止を求めています。全部で毎年約60人前後が朝鮮籍、韓国籍は10人前後、その他アメリカ、バングラデシュが1～2人と思います。ほかの学校は文科省の指導要綱に従った学校運営をされていると思いますし、問題とされる事案も出ていませんので、あくまでも朝鮮学校に通う保護者の皆さん、児童生徒に対する補助金を対象としています。

監査委員

請求書の中には竹島問題等の記載がありますが、今回の請求の対象は朝鮮学校ということによろしいですね。

請求人

そうです。

監査委員

先ほど原局からの説明を聞いたのですが、基礎自治体としての役割としては同じ区民という感覚があります。北朝鮮の政治体制は個人的にもいかななものかとは思っているのですが、朝鮮国籍を持つてはいても、同じ区の住民であり、生まれてからずっと葛飾区に住んでいる子供たちの教育ということからすると、なぜ朝鮮だけということがひっかかるのですがそのへんはいかがでしょうか。

請求人

私は、朝鮮籍の児童生徒が日本の私立学校に入って補助金を受け取るケースも考えられるし、日本の公立学校にも入られる方もいます。それに対して何も異議を唱えることはしません。現体制、金正恩さんに忠誠を誓わせるような教育をしている朝鮮学校に公金が支出されることはおかしいと思います。

監査委員

先ほど神奈川県のお話しもありましたし、東京都は平成22年から学校への補助金の支出を凍結している経緯もありますが、市区町村としては、義務教育相当の保護者への支援が目的と説明があったと思います。都道府県と市区町村の役割は違うと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

請求人

おっしゃるとおりだと思いますが。区長に直接文書もいただきましたが、3月の文科省の通達があったにもかかわらず、調査もしないということはおかしな話でしょう。年収1千万円ある保護者に対して補助金を出すのはいかなものかと思います。要綱自体に不備があると思います。

監査委員

いただいた文書のなかで、「日本の文部省」とありますが、「文科省」でよろしいですね。

請求人

文科省の誤りです。

監査委員

それから、「当該公金支出が地方自治法第2条12条」とありますが、これは第2条第12項の誤りですか。

請求人

第2条と第12条です。

監査委員

第12条第1項は「条例の制定又は改廃を請求する権利」、第12条第2項は「地方公共団体の事務の監査を請求する権利」という内容ですが。

請求人

監査請求権は、この文章だけですか。第2条でもここにかかりますよね。

監査委員

「条例の制定改廃請求権」でいいのですか。第2条は17項までありますが、第2条の第12項ではなく、第2条と第12条ということなのですね。

請求人

第2条と第12条の双方です。

監査委員

文部科学大臣からの通知の解釈について、国としての北朝鮮に対する立場は分かりますが、自治体に対しては微妙です。朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつありますが、このことについて請求人としては、どのような認識をしていますか。

請求人

支給停止をすることによって、義務教育を受けられなくなるような事態がないように、ということを含めての文言があると考えています。朝鮮学校以外の選択肢もわが国にはあるわけですが、あいまいな感じで書かれていますが、厳しく対処すべきと思います。

監査委員

対処するとはどういうことですか。

請求人

支給停止するように見直せ、ということが通達の趣旨と読み取れます。はっきりと明記されてはいませんが。

監査委員

子供に与える影響の配慮とはどう考えますか。

請求人

朝鮮学校以外の選択肢があり得るわけです。補助金がなければ朝鮮学校に通えないという事であれば、日本の公立学校に転校することもあり得ますよね。

以上